

# 「中華人民共和国消費税暫定条例実施細則」

(2009年1月1日 施行)

日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部中国北アジア課編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、以下のURLよりご参照いただけます。

([http://www.gov.cn/flfg/2008-12/18/content\\_1181731.htm](http://www.gov.cn/flfg/2008-12/18/content_1181731.htm))

# 中華人民共和國消費稅暫定條例實施細則

財政部 國家稅務總局第 51 號令

- 第 1 条 「中華人民共和國消費稅暫定條例」(以下、「條例」と略)に基づき、本細則を定める。
- 第 2 条 條例第 1 条でいう単位とは、企業、行政単位、事業単位、軍事単位、社会団体及びその他単位を指す。  
條例第 1 条でいう個人とは、個人商工事業者及びその他個人を指す。  
條例第 1 条でいう中華人民共和國国境内とは、消費稅を納付しなければならない物に属する消費財の、生産、委託加工と輸入の發送地または所在地が国境内にあることを指す。
- 第 3 条 條例に付記されている「消費稅稅目稅率表」中で列挙する課稅消費財の具体的な徵稅範圍は、財政部、國家稅務總局が確定する。
- 第 4 条 條例第 3 条でいう納稅者の、稅率が異なる消費稅を納付すべき消費財の兼業とは、納稅者が 2 種類以上の稅率の課稅消費財を生産販売することを指す。
- 第 5 条 條例第 4 条第 1 項でいう販売とは、課稅消費財の所有權を有償讓渡することを指す。  
前項でいう有償とは、購入者から通貨、物品またはその他經濟利益を取得することを指す。
- 第 6 条 條例第 4 条第 1 項でいう連續的生産に用いる課稅消費財とは、納稅者が自家で生産使用する課稅消費財を直接的材料として最終課稅消費財を生産し、自家で生産使用する課稅消費財が最終課稅消費財の実体を構成することを指す。  
條例第 4 条第 1 項でいうその他方面に用いるとは、納稅者が自家で生産使用する課稅消費財を、非課稅消費財の生産、半成工事、管理部門、非生産組織、役務の提供、贈与、協賛、資金調達、広告、サンプル、従業員の福利、奨励等の方面に用いることを指す。
- 第 7 条 條例第 4 条第 2 項でいう委託加工の課稅消費財とは、委託者が原料と主要材料を提供し、受託者は加工費のみを受領し、一部の補助材料を立て替えて加工する課稅消費財を指す。受託者が原材料を提供して生産する課稅消費財、または受託者がまず原材料を委託者に売ってから加工を受け入れる課稅消費財、及び受託者が委託者の名義で原材料を購入して生産する課稅消費財については、財務上で販売処理を行うかどうかを問わず、委託加工の課稅消費財としてはならず、自家製課稅消費財の販売として消費稅を納付しなければならない。  
委託加工の課稅消費財を直接売り出す場合、消費稅は再納付しない。  
個人に加工を委託した課稅消費財は、委託者が回収後に消費稅を納付する。

第 8 条 消費税納税義務の発生時期は、条例第 4 条の規定に基づき以下の通りとする。

- (1) 納税者が課税消費財を販売する場合、販売決済方式別に以下の通りとする。
  1. 掛け売りと分割式代金受領方式をとっている場合、書面契約書で取り決めた代金受領日の当日とし、書面契約書で代金受領日を取り決めていない、または書面契約書がない場合は、課税消費財発送の当日とする。
  2. 商品代金事前徴収方式をとっている場合、課税消費財発送の当日とする。
  3. 受領委託及び支払い同意の方式（**訳注：原語は“托收承付”**）と銀行委託代金受領方式をとっている場合、課税消費財を発送し、受領委託手続きが完了した当日とする。
  4. その他の決済方式をとっている場合、販売代金を受領または販売代金を請求する証書を取得した当日とする。
- (2) 納税者が課税消費財を自家で生産使用する場合、移送使用の当日とする。
- (3) 納税者が課税消費財を委託加工する場合、納税者の貨物受け取りの当日とする。
- (4) 納税者が課税消費財を輸入する場合、輸入通関の当日とする。

第 9 条 条例第 5 条第 1 項でいう販売数量とは、課税消費財の数量を指す。具体的には次の通りとする。

- (1) 課税消費財を販売する場合は、課税消費財の販売数量とする。
- (2) 課税消費財を自家で生産使用する場合は、課税消費財の移送使用数量とする。
- (3) 課税消費財を委託加工する場合は、納税者が回収した課税消費財の数量とする。
- (4) 課税消費財を輸入する場合は、税関が査定した課税消費財の輸入徴税数量とする。

第 10 条 従量定額法を実施して納めるべき税額を計算する課税消費財について、計量単位の換算基準は以下の通りとする。

- (1) 米醸造酒 1 トン=962 リットル
- (2) ビール 1 トン=988 リットル
- (3) ガソリン 1 トン=1,388 リットル
- (4) ディーゼル油 1 トン=1,176 リットル
- (5) 航空用灯油 1 トン=1,246 リットル
- (6) ナフサ 1 トン=1,385 リットル
- (7) 溶剤油 1 トン=1,282 リットル
- (8) 潤滑油 1 トン=1,126 リットル
- (9) 燃料油 1 トン=1,015 リットル

第 11 条 納税者が販売する課税消費財について、人民元以外の通貨で販売額を決済する場合、その販売額の人民元換算率については、販売額が発生した当日または当月 1 日の人民元レート中値を選択することができる。納税者は事前にどちらの換算率を採用するか決定しなければならず、決定後 1 年間は変更してはならない。

第 12 条 条例第 6 条でいう販売額は、商品購入者から受領しなければならない増値税の税

額を含まない。納税者の課税消費財の販売額から増値税の税額を差し引いていない、または増値税専用発票を発行してはならないために、代金と増値税税額を合わせて受領する事態が生じている場合、消費税を計算する際は、増値税税額を含まない販売額に換算しなければならない。その換算公式は次の通りとする。

課税消費財の販売額＝増値税を含む販売額÷（1＋増値税税率または徴収率）

第 13 条 課税消費財を包装物と合わせて販売している場合、包装物が単独で価格計算されているかどうか、及び会計上どのように計算されているかを問わず、課税消費財の販売額中に合算して消費税を納付しなければならない。包装物について、値付けして製品とともに販売するのではなくデポジットを受領するのであれば、そのデポジットは課税消費財の販売額に合算して税徴収してはならない。ただし、期限を過ぎても未回収の包装物についてもう返金をしない、または受領済みで期間 12 カ月を過ぎたデポジットについては、課税消費財の販売額に合算し、課税消費財の適用税率に基づいて消費税を納付しなければならない。

値付けをして課税消費財とともに販売する上、別途デポジットを受領する包装物のデポジットについて、納税者が規定の期限に返金しなかった場合はすべて、課税消費財の販売額に合算し、課税消費財の適用税率に基づいて消費税を納付しなければならない。

第 14 条 条例第 6 条でいう代金以外の費用とは、代金以外に購入者から受領した手数料、補助金、基金、資金調達費、返還利益、奨励費、違約金、滞納金、支払い繰延金利、賠償金、代行受領金、立替金、包装費、包装資材賃貸料、貯蔵費、心付け、運輸積み卸し費及びその他各種性質の価格以外の受領費用を指す。ただし下記項目はその中に含まない。

- (1) 以下の条件にも該当する、立て替えた運輸費用。
  1. 輸送請負部門の運輸費用領収証を購入者に発行した場合。
  2. 納税者が当該の領収証を購入者に引き渡した場合。
- (2) 以下の条件にも該当する、代わりに受領した政府性基金または行政事業性の徴収費用。
  1. 国務院または財政部が設置を認可した政府性基金、国務院または省級人民政府及びその財政、価格主管部門が設置を認可した行政事業性の徴収費用。
  2. 受領時に省級以上の財政部門が作成した財政証票を発行している。
  3. 受領した金を全額政府財政に上納している。

第 15 条 条例第 7 条第 1 項でいう納税者が自家で生産使用する課税消費財とは、条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、移送使用時に納税する課税消費財を指す。

条例第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項でいう同類消費財の販売価格とは、納税者または代理で受領し代理で納付する義務者が当月に販売した同類消費財の販売価格を指し、当月同類消費財の各期販売価格が上下するのであれば、販売数量を加重

平均して計算しなければならない。ただし販売する課税消費財に下記状況のいずれかがある場合、加重平均計算に組み入れて計算してはならない。

- (1) 販売価格が明らかに低く、正当な理由がない場合。
- (2) 販売価格がない場合。

当月に販売がない、または当月未で完了しなかったのであれば、同類消費財の前月または直近月の販売価格に基づいて計算して納税しなければならない。

第 16 条 条例第 7 条でいうコストとは、課税消費財の製品生産コストを指す。

第 17 条 条例第 7 条でいう利益とは、課税消費財の全国平均コスト利益率により計算した利益を指す。課税消費財の全国平均コスト利益率は、国家税務総局が確定する。

第 18 条 条例第 8 条でいう材料コストとは、委託者が提供する加工材料の実際のコストを指す。

課税消費財を委託加工する納税者は、必ず委託加工契約書上に材料コストを事実の通りに記載（またはその他の方式で提供）しなければならない。材料コストを提供していない場合、受託者の主管税務機関はその材料コストを査定する権限を持つ。

第 19 条 条例第 8 条でいう加工費とは、受託者が課税消費財を加工して委託者から受領する全部の費用（補助材料立て替えの実際のコストを含む）を指す。

第 20 条 条例第 9 条でいう関税の課税価額とは、税関が査定する関税課税価格を指す。

第 21 条 条例第 10 条でいう課税消費財の課税価格の査定権限については以下の通り定める。

- (1) 紙巻きタバコ、穀類蒸留酒と自動車の課税価格は国家税務総局が査定し、財政部に報告して登録する。
- (2) その他課税消費財の課税価格は、省、自治区と直轄市の国家税務局が査定する。
- (3) 輸入課税消費財の課税価格は税関が査定する。

第 22 条 輸出した課税消費財の税還付手続きを行った後で、輸出中止通関が発生した、または国外からの返品貨物輸入時に免税となった場合、通関申告を行う輸出者は必ず速やかにその組織所在地または居住地の主管税務機関に還付済み消費税税額の不足分納付を申告しなければならない。

納税者が直接輸出した課税消費財の免税手続きをした後で、輸出中止通関が発生した、または国外からの貨物返品が、輸入時に免税となっていた場合、組織の所在地または居住地主管税務機関の認可を得た上で、暫定的に税の追加納付手続きをしないままでよいが、それを国内販売に転じた時は、消費税の不足分納付を申告する。

第 23 条 納税者が販売した課税消費財について、品質等の理由により購買者から返品された時は、組織所在地または居住地主管税務機関の審査認可を得た上で、納付済みの消費税税額を還付してよい。

第 24 条 納税者が外部の県（市）で販売する、または外部の県（市）に自家生産した課税消費財の代理販売を委託する場合、課税消費財の販売後に組織の所在地または居住地主管税務機関に納税を申告する。

納税者の本部組織と支部組織が同一の県（市）にない場合、別々に各組織所在地の主管税務機関に納税を申告しなければならない。財政部、国家税務総局またはそれが授権した財政、税務機関の認可を得た上で、本部組織がとりまとめて本部組織所在地の主管税務機関に納税を申告することができる。

個人に加工を委託した課税消費財は、委託者がその組織所在地または居住地の主管税務機関に納税を申告する。

輸入した課税消費財は、輸入者またはその代理人が通関地の税関に納税を申告する。

第 25 条 本細則は 2009 年 1 月 1 日から施行する。